静岡県地域防災計画の修正

(地域防災計画)

地域防災計画は、災害対策基本法第40条に基づき、防災に関し処理すべき事務など を具体的に定めるもので、地域における防災対策の基本となる計画。防災会議がこの計 画を作成するとともに、毎年計画に関し検討を加え、必要な修正を行う。

1 修正の視点

昨年度に策定した「第4次地震被害想定」を踏まえた見直しのほか、前回(平成25年6月)の防災会議以降の災害対策基本法などの法改正や国の防災基本計画の修正等に基づき、必要な対策を計画に盛り込むとともに、関係各機関からの意見を計画に反映

2 修正の主な内容

<第4次地震被害想定を踏まえた見直し>

- 住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、地域住民等に対する情報伝達手段の追加や津波避難ビル・人工高台等の津波避難施設を避難先として明記
- 自衛隊などの広域支援を円滑に受け入れるため、富士山静岡空港の「大規模な広域 防災拠点」としての活用を明記
- 富士山広域避難計画を踏まえた、噴火の態様・レベル別の避難方法の追加
- 地域の防災力向上のため、県民の役割として、食糧・飲料水について最低7日間備蓄することを明記
- 帰宅困難者対策として、事業者の果たすべき役割(施設の耐震化、物資の備蓄等) を明記 など

<国の法改正等を踏まえた見直し>

- 市町における避難行動要支援者の把握及び名簿の作成を明記
- 被災者保護対策を改善するため、被災者台帳の作成や安否情報提供体制の整備等を 明記
- 国の原子力災害対策指針の改訂(平成25年9月)を踏まえ、EAL(緊急事態区分を判断するための緊急時活動レベル)の見直し など

<その他の見直し>

- 静岡県医療救護計画の修正を踏まえた所要の改正
- 緊急輸送路の分類の修正 など

静岡県地域防災計画の修正について(概要)

第2次報告:H 25.11 公表 第1次報告:H25.6 岡県第4次地震被害想定 静

超広域災害】

【新たな津波被害想定】

- ・浸水域の大幅な増加
- ・非常に早い津波到達時間

、連続災害対応·複合災害対応、

- ・地震災害による制約(ライフライン・交通施設被害に
- よる避難・応援の遅れや物資不足の発生

・甚大な被害が東海地方~九州地方に及ぶ

・進出経路途絶等による支援の遅れ

- ・津波に備える(防ぐ・逃げる)ための対策
- ・避難所避難者の多数発生への対策

対策・対応の検討

- 地域の防災力の向上、緊急物資の確保等 広域支援の円滑な受け入れ体制の整備
- 事業者の帰宅困難者等対策

富士山噴 火が連続した場合の避難計画の策定 原子力災害が複合した場合、

民等の円滑かつ安全な避難の確保 <u>#</u>

- ・地域住民等に対する情報伝達手段の追加
- 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成
- 県の「避難計画策定指針」を地域防災計画に 位置づけ
- 避難先として津波避難ビル・人工高台等の津 波避難施設を明記すると共に、レベル2の津 に対しても安全を確保することの明記 返
- 避難支援等関係者等の安全確保の配慮
- ·一時滞在者(旅行者等)への津波に関する情報(想定浸水深·避難路等)提供への配慮

静岡県地域防災計画の修正

被災者保護対策の改善

- 避難所と避難地を区別した上での指定
 - 被災者台帳の作成
- 安否情報の提供体制等の整備

避難所避難者の抑制

インフラ等の復旧見込みの広報

避難所以外に滞在する被災者への配慮

ライフライン事業者の非常用電源の整備

アクションプログラム2013 静岡県地震·津波対策

広域支援の円滑な受け入れ体制の整備

として、支援部隊の展開、物資の集積、医療 - 富士山静岡空港を大規模な広域防災拠点 支援の拠点等のために活用する。

地域の防災力の向上、緊急物資の確保

物資供給事業者等と協定締結の促進 県民による水、食料の7日分の備蓄

大規模広域災害に対する即応力強化

指定行政機関等への災害応急対策実施要請 非常災害時の消防法等の特例措置

事業者の帰宅困難者等対策

事業者の備蓄量について、帰宅困難者を数 日留めておけるよう努めることを明記

その他の事項

法改正を踏まえた修正】

特別警報の運用開始による参集基準の修正 ₩ 情報伝達経路の修正、垂直避難の追加

国の法改正 原子力災害対策の巻の修正

- 緊急時モニタリング体制の見直し
- 安定ヨウ素剤の事前配布
 - EALの見直し 等

火山対策の巻の修正

噴火の態様・レベル別の避難方法等 富士山広域避難計画を踏まえた、

医療救護計画を踏まえた用語の整理 県の他の計画を踏まえた修正】 愛玩動物救護計画の新設

寺別措置法

(H25.12) 南海トラフ 地震対策 推進基本

の制定

南海トラフ 地震対策

- その他の修正
- ・組織改編に伴う本部体制等の修正 指定公共機関の追加等に伴う修正 デジタル防災通信システム更新

計画の作成

(H26.3)

原子力災害

対策指針 の改定 (H25.9)

- 搬 緊急輸送路の分類の修正 半う電話番号等の修正

ため、ハード・ソフトの両面において広範な地震対策の主要な行動目 第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減する 標及びその達成期間を掲げたもの。

計画修正等 災害対策

基本法改正

(H25.6)

防災基本計

画の修正

(H26.1)

静岡県地域防災計画の修正概要について

凡例 共通・・・共通対策の巻 地震・・・・地震対策の巻 火山・・・・火山対策の巻 津波・・・津波対策の巻 原子力・・・原子力対策の巻 〇一×・・・第〇章第×節の修正

1 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

(1) 地域住民等に対する情報伝達手段の追加

○地域住民が地震防災上必要な情報を入手する方法として、携帯電話・スマートフォン (緊急地震速報等)、インターネット、デジタルサイネージを追加 地震4-4

(2) 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成

- ○市町は、要配慮者の中でも自ら避難することが困難な者(避難行動要支援者)の名簿を作成し、 定期的に更新すること、必要に応じて避難支援等関係者へ提供すること、名簿情報の漏えい防 止措置を講ずること等について追加 共通 2-11
- (3) 県の「避難計画策定指針」を地域防災計画に位置づけ
 - ○市町は、県の避難計画策定指針に留意して避難計画の策定に努めることを明記 津波2-4
- (4) 避難先として津波避難ビル・人工高台等の津波避難施設を明記すると共に、レベル2の津波に対しても安全を確保することの明記 津波2-4

(5) 避難支援等関係者等の安全確保の配慮

○要配慮者支援計画に、市町は災害の状況等に応じて、避難支援等関係者が可能な範囲で避難支援等を行えるよう、その安全確保に配慮することを追加 共通 2 − 1 1

(6) 一時滞在者(旅行者等)への津波に関する情報(想定浸水深・避難路等)提供への配慮

- ○県が「ふじのくに観光躍進基本計画」に基づいて、危機発生時における避難誘導計画の整理及び市町、宿泊事業者等による観光客への安全対策を推進することを追加 共通 2-11
- ○市町長は、観光客等の一時滞在者が想定される要避難地区において、看板等により一時滞在者の円滑な避難誘導に配慮するよう努めることを記載 津波2-4

2 被災者保護対策の改善に関すること

(1) 避難所と避難地を区別した上での指定

〇緊急時に安全を確保するための「避難地」と避難生活を送るための「避難所」をそれぞれ区別して指定することを追加 共 $\overline{$ 共 $\overline{$ 4 と $\overline{$ 4 と $\overline{$ 3 と $\overline{$ 4 と $\overline{$ 5 と $\overline{ }$ 6 と $\overline{ }$ 7 と $\overline{ }$ 8 と $\overline{ }$ 8 と $\overline{ }$ 7 と $\overline{ }$ 8 と $\overline{ }$ 9 と $\overline{ }$ 8 と

(2)被災者台帳の作成

○被災者の生活再建支援のため、氏名・住所・被害状況・援護の実施状況・要配慮者に該当する事由等を記載した被災者台帳を作成することができることを追加 共通4-3

(3) 安否情報の提供体制の整備

○災害広報計画に県及び市町が安否情報システムを利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めることを追加 共通3-5

(4) 避難所以外に滞在する被災者への配慮

○避難救出計画において、市町が設置した避難所以外に滞在する被災者についても生活環境の整備に努めることを追加。 共通3-7

(5) インフラ等の復旧見込みの広報

○災害広報計画に、電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の復旧見込みを広報事項として追加 共通3-5

(6) ライフライン事業者の非常用電源の確保

○地震災害予防対策として、ライフライン事業者等は非常用電源の確保を進めることを追加 |地震2-4|

3 広域支援の円滑な受け入れ体制の整備

(1) 富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点としての活用

- ○「4 富士山静岡空港の活用」を新設し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時、富士山 静岡空港を第4節(緊急輸送活動)、第5節(広域応援活動)等において、以下の機能を有する 大規模な広域防災拠点として活用することを記載
 - ・海外等からの緊急支援物資・支援人員の受け入れ
 - ・広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供
 - ・被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等
 - ・医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用へリコプターの運用等、災害医療の支援 地震4-5

(2) 東海地震広域受援計画の準用

○「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」を、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用することを追加地震5-5

4 地域の防災力の向上・緊急物資の確保

(1) 消防団員確保等の対策

- ○県及び市町が、消防団について人員確保、資機材や教育訓練の充実に努めることを追加 共通 2 - 8
- (2)県民による水、食料の7日分の備蓄
- ○県民の役割として、食料・飲料水について最低7日分備蓄することに修正 共通2-8
- (3)物資供給事業者等との協定締結の促進
- ○県及び市町が、物資供給事業者等との協定締結に努めることを追加 共通2-9

5 大規模広域災害に対する即応力強化

(1) 非常災害時の消防法等の特例措置

- ○政令で定める「著しくかつ激甚な非常災害」における、以下の適用除外等について追加
 - ・応急住宅における消防法第 17 条 | 共通 3 1 2 |
 - ・臨時の医療施設についての医療法第4章及び消防法第17条 共通3-13
 - ・廃棄物処理法第7条等の許可を受けないで廃棄物の収集等ができること 共通3-15
 - ・墓地埋葬法第5条第1項及び第14条に規定する手続きの特例 共通3-16

(2) 指定行政機関等への災害応急対策実施要請

○関係機関への協力要請に指定行政機関等への応急措置実施要請及び災害応急対策実施要請ができること、応援を受ける市町長は応急対策に従事する者の安全確保に配慮することを追加 | 共3-3 |

(3) 航空機の活用

○県及び市町が選定したヘリポートが確実に使用できるよう努めることを記載 | 共通2-2|

6 事業者の帰宅困難者等対策

(1)事業者の果たすべき役割

○事業所等の防災活動について、事業者は、従業員・利用者を数日間留めておくことができるよう 施設の耐震化、物資の備蓄等に努めることを記載 共通2-9

7 原子力災害対策の巻の修正

(1) 見直された緊急時モニタリング体制の反映

- ・緊急時モニタリング体制をより強化するため、国が設置する緊急時モニタリングセンターの 役割を規定するとともに、県は、平常時から国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の 整備に協力する旨を追加 原子力 2-7
- ・国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等による緊急時モニタリングの実施結果を早期 に把握するために、緊急事態の区分に応じた県のモニタリングの実施事項を明記 原子力3-2

(2) 安定ヨウ素剤予防服用体制の整備内容の反映

・事故時の甲状腺被ばくを低減するために、県は、所在市、関係周辺市町及び医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ョウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ョウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ョウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ョウ素剤の予防服用が行えるよう、準備を進めていく旨を追加 原子力2-11

(3)情報収集事態に対応した県の体制を追加

・地震の際に、原子力発電所の状況を迅速に把握するため、県は、情報収集事態(御前崎市で 震度5弱以上)を追加し、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をと る旨を追加

原子力3-3

(4) 見直された EAL の反映

- ・暫定的なEAL※が、正式に見直されたので、見直されたEALを記載 原子力3-4
- ※ EAL:緊急時活動レベル (原子力発電所の状態等に基づき、措置すべき防護対策を定めた基準)

(参考)

国の原子力災害対策指針の全部改正(平成25年9月5日)(以下「指針」という。)及び防災基本計画の修正(平成26年1月17日)(以下「計画」という。)に伴い、今般、静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)の修正案を作成した。

表 原子力災害対策指針改正及び防災基本計画修正の主な内容

	項目	主 な 改 正(修 正)内 容	指針	計画
1	緊急時モニタリン グ体制の見直し	・ 国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公 共機関等が連携し、緊急時モニタリングセンター を立ち上げ、緊急時モニタリングを実施する。	0	0
2	安定ヨウ素剤予防 服用体制の整備	・ 安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時からPAZを含む地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。	0	0
3	情報収集事態(新規追加)に対応した体制	・ 国及び地方公共団体は、情報収集事態(御前崎市内で震度5弱及び震度5強の地震が発生した事態)に対応した連絡体制を確立する。		0
4	EALの見直し	・ 暫定的なEALが見直され、確定した。	0	

指針又は計画に記載されている場合に「○」とした。

8 火山対策の巻の修正

(1) 富士山火山広域避難計画の策定

- ○噴石について、弾道を描いて飛散する「大きな噴石」と、風の影響を受けて遠くまで到達する「小さな噴石(火山レキ)」の区別について記載し、火山現象の影響想定範囲に小さな噴石の図を追加。 火山1-1
- ○火山現象に関する情報等として、航空路火山灰情報を追加 火山1-1
- ○避難対象となる範囲として富士山火山広域避難計画において定められた噴火の態様別に定める避難対象エリアを追加 火山 2 − 2

9 その他の事項

(1) 法改正を踏まえた修正

①災害対策基本法関係

- 災害時要援護者→要配慮者又は避難行動要支援者に修正
- ・地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進として、地域住民等による地区防災計画の 作成及び市町防災会議への提案について追記 共通2-10
- ・市町が被災により被害状況等の報告ができなくなった場合は、県が積極的に情報収集すること を追加 共通3-4
- ・避難救出計画において、市町長が屋内での避難により安全確保することを指示できることを 追加 共通3-7

②災害救助法関係

・災害救助法の内閣府への移管に伴う修正(厚生労働大臣→内閣総理大臣)

③気象業務法関係

- ・関東管区警察局の業務に噴火警報等の伝達に関することを追加 共通1-1
- ・警戒本部設置基準に特別警報発表によるものを追加 共通3-2
- ・県警察の災害警備本部等の設置基準に、大津波警報の発表によるものを追加 共通3-23
- ・特別警報の運用開始に伴う、記載の追加及び伝達系統図の修正 津波3-2

4)南海トラフ地震対策特別措置法関係

- ・法律名及び推進計画名の修正(東南海・南海地震→南海トラフ地震) 津波1-1、地震1-1
- ・南海トラフ地震対策特別強化地域として指定された市町は、津波避難対策緊急事業計画を作成するにあたり、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくことを追記 地震2-4

(2) 県の他の計画を踏まえた修正

①「静岡県医療救護計画」の改定等に伴うもの

- ・DMAT 関係の用語修正(救護班(DMAT 等医療チーム)に統一) 共通 3 1 2
- ・災害拠点病院・救護病院の位置付け等の修正、用語の統一、災害医療コーディネーターの追加等 地震2-4等

②「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に伴うもの

- ・動物の飼い主によるペットフード等の備蓄について追加 共通2-8
- ・「被災動物の救護」を「愛玩動物救護計画」として節を新設し、県、市町、飼い主それぞれの 実施事項を追加 共通3-8

(3) その他の修正

- ①組織改変に伴う本部体制等の修正
 - ○知事戦略監の新設、空港局の文化・観光部への移管等に伴う修正 共通3-2等
- ②指定公共機関の追加等に伴う修正
 - ○国の指定公共機関追加指定を反映 共通1-1等

(輸送関係・・・福山通運、佐川急便、ヤマト運輸、西濃運輸 通信関係…ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- ○静岡県歯科医師会の業務として災害時口腔ケアの実施を追加 共通1-1等
- ○空自第一航空団の任務に「災害時における応急復旧活動」を追加 共通1-1
- ○国土交通省地方整備局の情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FOR CE)派遣については、地方整備局災害対策本部からの指示によることを追加 地震1-4
- ③デジタル防災通信システムの更新に伴う修正等
 - ○地上系のデジタル方式運用開始を追加 共通2-1
 - ○新システム運用開始に伴い防災行政無線の番号を修正 共通3-27等
 - ○移動系無線について全県/地区の区別がなくなったことを踏まえた修正 地震5-13
- ④緊急輸送路の分類の修正

第2次緊急輸送路及び第3次緊急輸送路の定義を修正 地震3-2

- ⑤時点修正ほか
 - ○静岡県の人口・人口密度の更新(26年4月現在) 共通1-2
 - 〇県民に対する防災思想の普及にふじのくに防災フェローを活用することを追加 共通 2-4
 - ○事前配備体制に大雪・高潮警報の発表を追加 共通3-2
 - ○地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の時点修正 地震3-2、3-3